

学生のアバイト等に対する注意喚起・外出自粛の要請について

2020（令和2）年4月23日

山梨学院短期大学学生部

<本学の基本姿勢>

- ・ 本学は学生の皆様に対して、皆様の生命および健康の維持のために、全国で緊急事態宣言が発令されている新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への感染防止および感染拡大の予防を最優先に考えて行動することを求めます。

<学生によるアルバイト等、外出自粛の要請について>

- ・ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への感染防止および感染拡大の予防を最優先に考えて行動することを学生の皆様に求めるとの本学の基本姿勢により、本学は、感染収束の見込みが明らかとなるまでの当分の間、学生の皆様のアルバイトについてはこれを控えるよう求めます。

- ・ 経済的な事情等により、アルバイトの継続を希望する学生もあることも想定されます。学生の皆様においてやむを得ず外出する場合は、感染（拡大）防止のための装備を十全に施すとともに、外出先において「3つの密」（①換気の悪い密閉空間、②多数が集まる密集場所、③間近で会話や発声をする密接場面）の回避や社会的距離の確保、手洗い・消毒等による清潔の維持に、まず自身が細心の注意を払ってください。

また、同時に、それら感染（拡大）防止のための配慮が「外出先においても」講じられているか、感染の危険性についても十分検討し、そのうえで改めて外出の可否を慎重に判断するよう望みます。

なお、現在、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大防止に係る特別措置として、学生の皆様や保護者の皆様への修学支援のための日本学生支援機構の貸与型奨学金制度、あるいは生活支援等のための厚生労働省の緊急小口資金貸付制度や雇用調整助成金など、様々な施策が講じられていますので、所掌する官公庁対応窓口にご相談ください。

繰り返しになりますが、本学ではまず最優先事項として、感染収束の見込みが明らかとなるまでの当分の間は、不要不急の外出を行わないよう重ねて求めます。

以 上